

熊本労働局

平成30年度 労働行政運営方針 の概要



総合労働行政機関として推進する重点施策

(1) 平成28年熊本地震に係る復興支援対策の実施

今後は労働災害防止対策、人材確保対策等を徹底する必要があることから、復旧・復興が行われていることに配慮しつつ、行政目的の達成のための効果的な手法等を追求します。

(2) 労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策の実施

企業倒産、雇用調整等については、不適切な解雇や雇止め等の予防のための啓発指導等を実施するとともに、労働者が離職を余儀なくされた場合は、賃金不払、解雇手続、解雇についての問題や失業等給付、再就職支援などの一連の手続等について機動的な対応を図ります。

(3) 各分野が連携した対策の推進

「働き方改革実行計画」に基づき、非正規雇用の処遇改善、賃金引上げと生産性向上、罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備、病気の治療と仕事の両立、子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労、雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援、誰にでもチャンスのある教育環境の整備、高齢者の就業促進、外国人材の受入れ等について、各行政が連携して取組を進めます。

雇用環境・均等行政の重点施策

1 働き方改革と女性活躍の推進

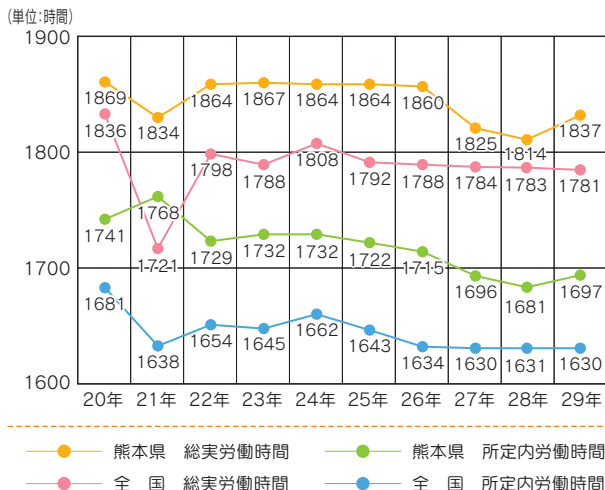
均等・均衡待遇や非正規雇用労働者の正社員転換の取組

- 非正規雇用労働者の均等・均衡待遇に取り組む事業主の相談支援を実施するとともに、キャリアアップ助成金の活用を促進します。
- 「働き方改革関連法案」成立後は、円滑な施行に向け労使双方への周知を行います。
- 「働き方改革推進支援センター」の活用により、中小企業・小規模事業者の理解促進を図ります。

長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進

- 企業の経営トップの意識改革を求め、長時間労働を前提とした職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、企業への働きかけを実施します。
- 地方公共団体及び労使団体等の地域の関係者から構成される「働き方改革推進熊本地方協議会」を開催し、地域の実情に応じた働き方改革や、若者や非正規雇用労働者をはじめとする労働環境や処遇の改善等に向けた機運を高めます。

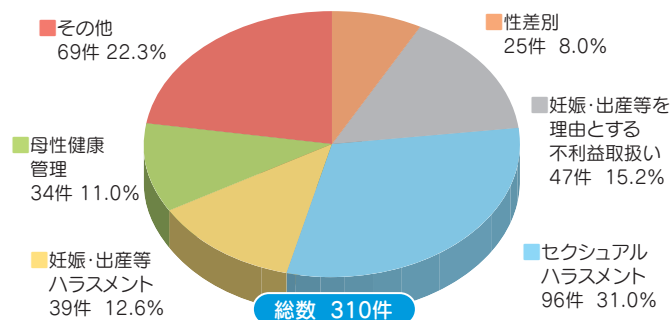
年間総実労働時間等の比較(全国/熊本)



女性の活躍推進

- 労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、男女雇用機会均等法等の履行確保を図るとともに、企業のポジティブ・アクションの取組を支援します。

平成29年度の均等法に係る相談状況



- 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定・届出等の完全実施(301人以上義務企業)とともに取組の実行性の確保を図ります。
- 女性活躍加速化助成金の活用により300人以下の努力義務企業の取組を促進します。
- 「えるぼし」認定制度の周知を図ります。



職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

- 改正育児・介護休業法(平成29年1月1日、10月1日施行)について確実な履行確保を図ります。
- 両立支援等助成金の活用により、育児・介護休業等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備や男性の育児休業の取得促進に取り組む事業主を支援します。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定・届出の完全実施を図ります。
- 「くるみん・プラチナくるみん」認定制度の周知を図ります。



適正な労働条件下でのテレワーク等の推進

- 「雇用型テレワーク」「自営型テレワーク」等の柔軟な働き方についての適正な労働条件の確保のため、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適正な導入及び実施のためのガイドライン」等について周知を図ります。

2 安心して働くことができる環境整備の推進

総合的ハラスメント対策の一体的実施

- 妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの相談に一元的に

応じることのできる体制を整備し、ハラスメントの未然防止を図るよう事業主に促します。

- 職場におけるハラスメントの相談に迅速かつ適切に対応します。

妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いへの厳正な対応

- 妊娠・出産、育児休業等により不利益取扱いを受けることがない就業環境の整備に向け、事業主に対する説明会の開催を通じて周知を図ります。
- 妊娠・出産、育児休業等に関する相談に迅速かつ適切に対応します。

個別労働関係紛争の解決の促進

- 総合労働相談コーナーでは、事案に応じ、的確かつ適切に対応します。
- 労使間の民事上の紛争については、効果的な助言・指導やあっせんにより迅速な解決を図ります。

最近3か年度の主な紛争の動向 (民事上の個別労働紛争に係る相談件数)

	27年度	28年度	29年度
解雇	247 (-5.0%)	304 (+23.1%)	204 (-32.8%)
いじめ・嫌がらせ	749 (+2.0%)	882 (+17.8%)	698 (-20.8%)
自己都合退職	610 (+20.3%)	651 (+6.7%)	512 (-21.3%)
労働条件の引下げ	257 (+12.7%)	270 (+5.1%)	161 (-40.3%)
民事上の個別労働紛争に係る相談件数合計	3,062 (-0.8%)	3,366 (+9.9%)	2,588 (-23.1%)

※1 ()内は対前年度比
(注)29年度の数値は速報値です

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法関係の紛争解決の援助

- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決の援助・調停により紛争の迅速な解決を図ります。

労働条件の確保・改善対策

- 労働契約法に基づく無期転換ルール等について労使双方に積極的に周知を図ります。
- 「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」について、引き続き労使双方に対して周知を図ります。
- 学生アルバイトの労働条件の確保に向け「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施し、学生、事業主に対する周知・啓発、大学内での出張相談窓口の開設、総合労働相談コーナーへの若者相談コーナーの設置を行います。

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

- 「業務改善助成金事業」の周知を積極的に行い利用促進を図ります。
- 「働き方改革推進支援センター」において賃金引上げのための業務改善等に関する相談支援を行います。

適正な労働条件の整備

- 職務、勤務地、勤務時間を限定した「多様な正社員」の普及・拡大を図るため、好事例や、助成措置等について情報提供を行います。
- 勤務環境の改善に取り組む医療機関へのワンストップ対応拠点として設置されている「医療勤務環境改善支援センター」の運営を通じ、労働時間管理を中心とする労務管理全般の支援を実施します。

豊かで安定した勤労者生活の実現

- 中小零細企業の事業主に対する中小企業退職金共済制度の周知広報、加入促進を推進します。

労働基準行政の重点施策

「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

(1)長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

- ①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等
 - 過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、労働時間管理、長時間労働を行わせた場合における面接指導の実施等を含む健康管理に関する窓口指導及び監督指導を徹底します。
 - 特に、時間外・休日労働時間数が1ヶ月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を徹底します。また、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発や重点監督などの取組を行います。
 - 社会的に影響力の大きい企業において違法な長時間労働等を複数の事業場で行っていることが認められた場合の企業トップ等に対する指導及び企業名の公表を行います。
 - 時間外及び休日労働協定届が未届の事業場に対して、民間事業者を活用し、労働基準法の基礎的な知識を付与するための相談指導等を実施します。

②過労死等防止対策の推進

- 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づいて、過労死等を防止するための対策として、啓発、相談体制の整備等を効果的に推進します。また過労死等防止啓発月間(11月)における取組をはじめ、啓発等の実施に当たっては、地方公共団体と積極的に協力・連携を図ります。

(2)労働条件の確保・改善対策

①労働時間法制の見直しへの対応

- 罰則付きの時間外労働の上限規制の導入、中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ、特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設等を盛り込んだ労働基準法等の改正法案が成立した場合には、事業主等に対して改正法内容の周知を図っていきます。

②法定労働条件の確保等

- 事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図り、これを定着させるため、労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては厳正に対処します。特に、労働契約の締結に際しての労働条件の明示や時間外労働協定の締結・届出について、使用者に対する指導を徹底します。
- 賃金不払い残業を防止するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・徹底し、監督指導において当該ガイドライン

に基づいて労働時間管理が行われているか確認するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱要綱」に基づき総合的な対策を推進します。また、重大悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。

●次のホットライン、ポータルサイトの活用を促進します。

労働条件相談ホットライン 月・火・水・木・金 17:00~22:00
 土・日 9:00~21:00
0120-811-610
 ポータルサイト「確かめよう 労働条件」
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>

③特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

●自動車運転者、障害者、技能実習生等外国人労働者、介護労働者、派遣労働者といった特定分野における労働条件確保対策について、関係機関と連携し、必要な監督指導等を実施します。

働き方改革の推進に向けた労働時間改善指導・援助チームによる対応

働き方改革を推進し、事業場における法定労働条件の確保・改善を図っていくため、平成30年4月1日付けで管下の全ての労働基準監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」を編成しました。

このチームは2班構成です。「労働時間相談・支援班」では、管下の労働基準監督署内に「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、主に中小規模の事業主に対し、法令に関する知識や労務管理体制などの相談についてきめ細かな対応・支援等を行っていきます。「調査・指導班」では、労働時間改善特別対策監督官として任命された労働基準監督官が長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を重点とした監督指導を行っていきます。

最低賃金制度の適切な運営

●最低賃金額の周知と、遵守の徹底

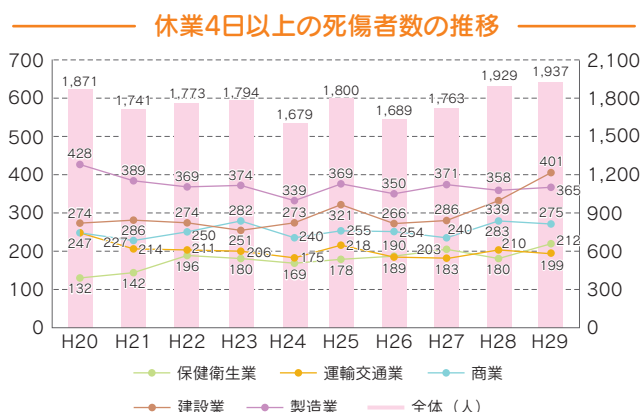
地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の周知と遵守の徹底

地域別最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生の日
熊本県最低賃金	737 円	平成29年10月1日
特定(産業別)最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生の日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	782 円	平成29年12月15日
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	832 円	
百貨店、総合スーパー	740 円	

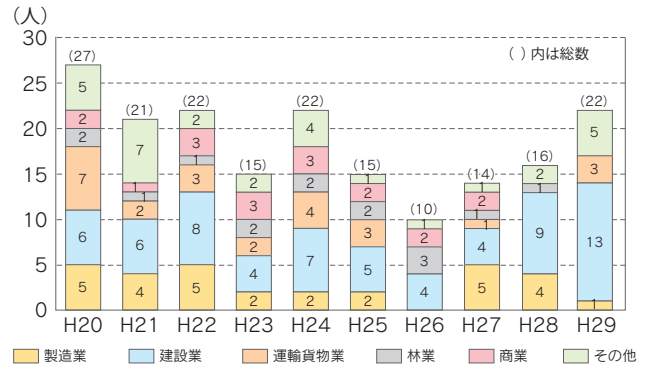
*特定（産業別）最低賃金の適用範囲については、制約等がありますので、一部の労働者には適用されません。

労働者が安全で健康に働ける職場づくり

平成29年の労働災害による休業4日以上死傷者数は、1,937人で前年と比べ8人(0.4%)増加しました。死亡者数は、前年と比べ6人増加し22人でした。



死亡災害の推移



平成28年熊本地震からの復旧・復興工事に従事する労働者の安全と健康確保対策

熊本地震の復旧・復興工事については、ビル・マンションの解体、災害公営住宅の建設、損壊した住宅の再建工事及び土木関係の災害復旧工事等が本格化されるため、引き続き、墜落・転落災害、重機災害等復旧・復興の段階に応じた労働災害防止対策を徹底します。

第13次労働災害防止推進計画の取組

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とし、労働者が安全で健康に働くことができる職場を実現するため、計画に基づく取組を着実に実施してまいります。

計画の初年度となる本年度は、目標達成(2017年と比較して、2022年までに、死亡災害を15%以上減少、休業4日以上死傷災害を10%以上減少)に向けて、建設業、製造業、林業、小売業、社会福祉施設、飲食店及び陸上貨物運送事業を中心とした取組を推進するとともに、転倒災害、腰痛、熱中症等の防止対策に取り組めます。

(ア)死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

建設業における墜落・転落災害等の防止、製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止、林業における伐木等作業の安全対策の推進を図ります。

(イ)過労死等の防止対策等、労働者の健康確保対策等の推進

過重労働・メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等、労働者の心身の健康確保対策への企業の積極的な取組の促進を図ります。

■熊本産業保健総合支援センター **無料です**
TEL: 096-353-5480

- 専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- ストレスチェック制度に係る研修
- メンタルヘルス対策普及のための個別訪問支援

(ウ)災害の増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

第三次産業(小売業、社会福祉施設及び飲食店)、陸上貨物運送事業を対象として、労働災害防止のための周知、指導を行います。

特に、転倒災害、腰痛、熱中症、交通労働災害の防止対策の更なる促進を図ります。

(エ)疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

治療と仕事の両立支援については、企業における取組推進のための支援、企業と医療機関の連携の促進を図ってまいります。

(オ)化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、電離放射線による健康障害の防止、予防、受動喫煙防止対策の推進を図っていきます。

特に、本年度は第9次粉じん障害防止総合対策の初年度であり、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守指導のみならず、粉じんによる健康障害防止対策を推進していきます。

また、石綿による健康障害の防止については、熊本地震によるビル・マンションの解体工事が今後も続くと考えられるため、引き続き、石綿等粉じんの発散及びばく露防止対策の強化に取組みます。

【労災補償の迅速・適切な処理等

労災保険給付の迅速・適正な処理

過労死等事案及び石綿関連疾患を含めた労災請求事案については、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理に万全を期します。

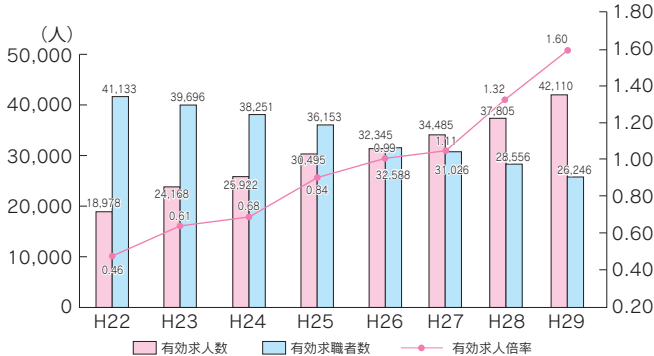
職業安定行政の重点施策

公共職業安定所のセーフティネットとしての機能の強化

【公共職業安定所のマッチング機能の強化

熊本労働局管内の雇用失業情勢は、有効求人倍率が1.60倍と着実に改善が進んでいます。公共職業安定所では地域の特性を踏まえ重点的に取り組む業務や継続的な業務改善を実施していくための数値目標を設定し、マッチング機能の強化を図っています。

熊本県の有効求人・求職の動向（月平均）



雇用政策に関する数値目標

就職件数(常用)	26,196件
雇用保険受給者の早期再就職件数	7,628件
求人充足件数(常用)(受理地ベース)	25,753件
満足度(求人者)	90%以上
満足度(求職者)	90%以上

【職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチング機能の推進

(1)求職者に対する就職支援の更なる強化

- 予約制・担当者制を積極的に活用し、よりきめ細かな支援を実施し、正社員求人への積極的な職業紹介、応募書類作成支援、就職面接会の積極的開催等マッチングの取組を強化します。
- 雇用保険受給資格者の早期再就職に向けた取組の充実・強化を図ります。

(2)求人者に対する充足支援の更なる強化

- 求人者ニーズの的確な把握、求職者ニーズの情報提供により求職者が応募しやすい求人票の記載内容に係る助言・援助を行います。

- 事業所情報を組織的に収集・蓄積・共有し、マッチング精度向上に向け、求人充足会議の更なる活性化を図ります。

(3)求人票の記載内容と実態が異なる問題への対応

- 求人内容の正確性、適法性の確保に努め、問題がある求人票は一時紹介保留を含め、厳正な指導等を行います。

【雇用保険制度の安定的運用

- 電子申請の利用率は年々増加していますが、更なる利用促進のために、手続件数の多い事業所や社会保険労務士等に対し利用促進を図ります。
- マイナンバーをキーとして地方自治体との情報連携が開始されたことから、各種届出等にマイナンバーの記載が必要である旨の周知等を行うとともに、個人情報情報の漏えいを防止するために必要な安全管理措置を講じます。

【職業訓練を活かした就職支援

- 職業訓練が必要な求職者が訓練受講により就職の可能性が高められるよう、周知・誘導及び受講勧奨を積極的にを行います。
- 訓練受講中及び修了後のきめ細かな就職支援を行います。

【働き方改革】の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

【非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善

- 非正規労働者の企業内での正社員化や人材育成、処遇改善を促進するために「キャリアアップ助成金」や「人材開発支援助成金」の活用を促し、フリーター・ニート等の正社員就職の促進を図ります。
- 「就職氷河期」に就職時期を迎えた不安定就労者等に対し、正社員就職に向けた集中的な支援を実施します。
- 雇用関係助成金について、事業主に対して制度の積極的な活用を促し、企業の生産性向上の取組を支援します。

【人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境整備

- 介護・福祉・建設・警備・運輸分野については、業界団体や自治体等との関係機関と連携し、人材確保に係る取組を展開します。
- また、生産性向上による労働環境の整備に取組む企業に対しては、助成金などを活用した支援を実施します。

【地方創生の推進

(1)地方自治体と一体となった雇用対策の推進

- 熊本県や熊本市と締結した雇用対策協定に基づき、関係自治体と一体的な雇用対策を進めます。
- 生活困窮者等に対する相談支援を実施する関係機関と連携し、公共職業安定所と地方自治体が一体となった就労支援を行い、生活保護受給者等の生活困窮者の就労による自立を促進します。
- 県内4市(山鹿市、荒尾市、宇土市、上天草市)に設置している「ふるさとハローワーク」において、職業相談・紹介を行うほか、関係市町村と密接な連携に努めます。

(2)地域雇用対策の推進

- 地域の自発的な雇用創造の取組を支援する実践型地域雇用創造事業を推進し、事業を円滑に実施できるよう、地域雇用開発支援ワーキングチームを実施地域・実施検討地域に派遣し、事業実施に必要なアドバイスをを行います。
- 熊本県が産業政策と一体となって実施する「新くまもと雇用創出総合プロジェクト」を推進します。

- 地方自治体と連携して、合同企業面接会の開催等UIJターンを推進します。
- 雇用促進税制について、制度の周知・広報に努め、その活用の促進を図ります。

女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の推進

(1) 母子家庭の母等の雇用対策の推進

- 児童を扶養する母子家庭の母等（父子家庭の父を含む）について、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介の実施、特定求職者雇用開発助成金や職業訓練制度、トライアル雇用助成金の活用等により早期就職を図ります。

(2) 女性のライフステージに対応した活躍支援

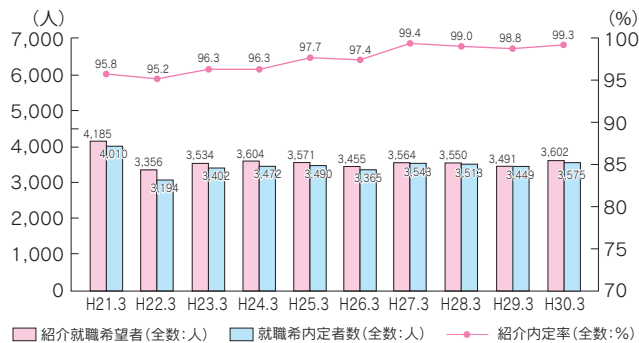
- 「マザーズハローワーク熊本」及び「マザーズコーナー（八代所及び菊池所）」において、子育て中の女性を対象に、個々の求職者の状況に応じた就職実現プランを策定し、担当者制によるきめ細かな職業相談・紹介を行います。また、仕事と子育てが両立しやすい求人の開拓強化、求人情報を提供するとともに、地方自治体や関係機関と連携した支援を求職者のニーズに応じて実施します。

若者の活躍推進

(1) 新卒者等への正社員就職の支援

- 若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度や詳細な就職関連情報等を公開して積極的に若者を採用・育成する企業の情報発信や重点的マッチングに取り組みます。
- 未就職卒業生等に対する、「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援、中退者に対する就職支援情報等の提供、就職後の定着支援等を強化するとともに学校等との連携を図りつつ、労働法制の周知に努めます。

過去10年間の新規高卒者就職内定状況（3月末現在）



(2) フリーター等の正社員就職の支援

- 長期的にフリーターとなっている者に対するセミナー等の開催、トライアル雇用助成金や求職者支援制度の活用等を通して、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供します。また、公共職業安定所等を利用して就職した者に対するの職場定着支援を強化し、安易な早期離職を防止します。

高齢者の活躍推進

(1) 企業における高齢者の定年延長・継続雇用の促進等

- 高齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対する助言・指導を実施し、なお改善がみられない事業主に対して勧告を行います。

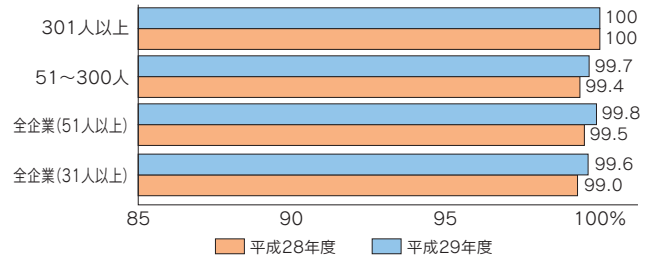
(2) 高齢者に対する再就職支援の強化

- 熊本公共職業安定所及び菊池公共職業安定所に設置された「生涯現役支援窓口」において、特に65歳以上の高齢者求職者への再就職支援を強化します。

(3) 地域における就業機会の確保に向けた取組の充実

- シルバー人材センター事業が、臨時的かつ短期的な就業を希望する高齢者の受皿として十分に機能するよう適正な運営について指導に努めます。

高齢者確保措置を実施した企業の割合



障害者、難病、がん患者等の活躍推進

(1) 障害者等の活躍促進

- 障害者雇用促進法に基づく、雇用の分野における障害者に対する差別禁止及び合理的配慮の提供義務に係る事務等について、事業主への助言・指導等を実施します。

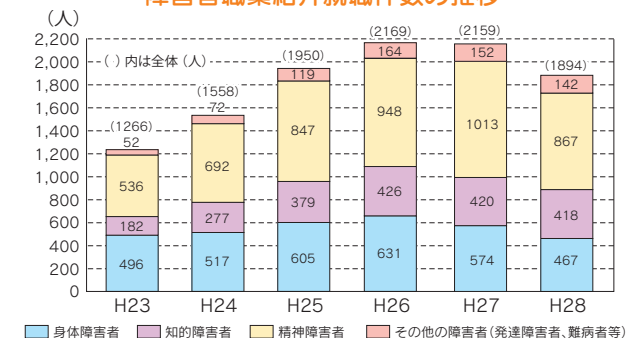
(2) 多様な障害特性に応じた就労支援の推進について

- 障害特性に応じた雇用管理ノウハウについて、事業主に理解を促すため、事業主向けガイドラインの周知を図ります。また、地域の関係機関との連携による「チーム支援」や「就職面接会」、「就職ガイダンス」の実施により障害者の更なる雇用促進を図ります。
- 公共職業安定所に精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、カウンセリング等の求職者支援に加え、企業の個別相談等の実施や就職後の定着支援を実施します。
- 熊本公共職業安定所では、就職支援ナビゲーター（発達障害者支援分）、難病患者就職サポーター及び就職支援ナビゲーター（長期療養者支援分）を配置し、発達障害者の特性に応じた支援や難病患者の雇用を促進するとともに、がん等の長期にわたる治療等が必要な求職者への就職支援、事業主セミナー等を実施します。

(3) 地域就労支援力の強化等による障害者及び企業への職場定着支援の拡充

- 障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用前から雇用後までの一貫した支援を実施します。また、雇用する障害者の職場定着を促進するため、事業主が様々な支援メニューに取り組みやすくなるよう障害者雇用安定助成金の活用促進を図ります。

障害者職業紹介就職件数の推移



外国人の雇用対策の推進

- 就労環境の改善を推進するため、公共職業安定所において外国人雇用状況届出制度の徹底を図り、また、外国人指針に基づく事業主指導を計画的・効果的に実施します。
- 技能実習生への対策として、事業主へ労働関係法令適用に係る周知・指導を実施し、技能実習の実施期間途中で

の解雇等や雇止め、労働条件の切下げ等の情報を入手した場合は、関係機関へ情報提供します。

特別な配慮が必要な者等に対する雇用対策の推進

(1) ホームレス等に対する就労支援

- 地方自治体が実施する自立支援事業と連携を図りつつ、ホームレス自立支援センター等への巡回による職業相談・紹介、職場定着指導、求人開拓等により、就労支援を推進します。

(2) 刑務所出所者等に対する就労支援の充実

- 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)を踏まえ、公共職業安定所と刑務所等、保護観察所が連携して、矯正施設在所中から職業相談・職業紹介、更生保護施設等への巡回相談や職業定着支援など、刑務所出所者等に対する就労支援の充実・強化を図ります。

外部労働市場の整備

民間を活用した就職支援等

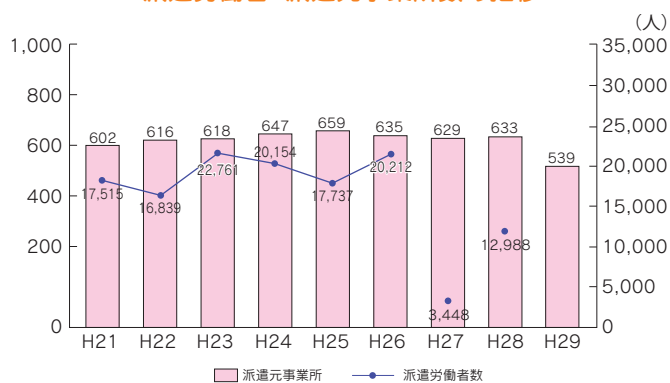
(1) 公共職業安定所等の求人・求職情報の提供等

- 公共職業安定所の保有する求人・求職情報をオンラインで民間職業紹介事業者や地方自治体へ提供します。これにより、より官民が連携した求人・求職のマッチング機能が強化され、労働市場全体の需給調整機能が向上するとともに、地方自治体が独自の雇用対策を行うための環境が整備され、地域における雇用対策の一層の充実を図ります。

(2) 派遣労働者の保護及び就業条件の確保対策等の推進

- 派遣労働者の保護措置の更なる充実を図るため、派遣元事業主等に対する指導監督に万全を期し、労働関係法令の遵守、安全衛生教育や健康管理に関する派遣元・派遣先の連携の徹底について、職業安定行政と労働基準行政との緊密な連携を図ります。

派遣労働者・派遣元事業所数の推移



(注)H27.9.30に改正労働者派遣法が施行されており、H27は法改正前のH27.4.1～H27.9.30の集計値であり、H28から改正後の集計値となる。

希望するキャリアの実現支援

(1) 労働移動支援助成金の推進

- 再就職支援コースについては、再就職援助計画を的確に認定し、適正化と効果的な実施に努めます。また、再就職支援コース、早期雇入れ支援コースにおいては、地域の関係機関や事業主団体及び金融機関と連携し、企業の生産性向上の取組を支援します。

(2) 年齢にかかわらず均等な機会の確保等

- 雇用対策法第10条に定められた募集・採用における年齢制限禁止の義務化について、事業主等に対する制度の周知徹底と着実な施行を図ります。

職業能力開発関係業務の推進

- 公的職業訓練のキャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」について、熊本県や関係機関と連携の上、周知・広報に努め、公的職業訓練の認知度向上及び更なる活用促進を図ります。
- 求人者及び求職者の職業訓練ニーズを把握し、関係機関への体系的な情報提供を行うとともに、地域における求職者の動向や訓練ニーズを的確に把握し、公的職業訓練に係る総合的な職業訓練実施計画を関係機関と連携して策定します。
- 公的職業訓練の他、主に雇用保険を受給できない求職者を対象とした無料の職業訓練「求職者支援訓練」を実施し、一定の要件を満たす方には職業訓練の受講を容易にするための給付金「職業訓練給付金」を支給するとともに、公共職業安定所が中心となりきめ細やかな就職支援を実施することにより安定した就職を実現します。

熊本地震に係る地域雇用対策の推進

- 被災地の本格的な雇用復興のための産業政策と一体となった雇用機会創出への支援を行うため、地方自治体と連携した取組を実施します。

熊本地震における地域雇用開発助成金の活用

- 地域雇用開発助成金(熊本地震特例)の有効活用を図り、地域における雇用機会の創出・拡大を促進します。

労働保険適用徴収業務等の重点施策

(1) 労働保険の未手続事業場一掃対策の推進

- 労働保険の未手続事業場を一掃するため、局署所の連携を図るとともに、関係行政機関との通報制度等を活用します。また、労働保険の加入促進に係る業務委託者と連携し、未手続事業場の積極的かつ確かな把握及び加入勧奨を行います。

(2) 労働保険料等の適正徴収等

- 労働保険料の収納率の向上は、適用徴収業務における最重要課題であることから、滞納整理、納付督促等を積極的に取り組みます。また、労働保険料の適正徴収を確保するために効率的かつ効果的算定基礎調査を実施します。

(3) 労働保険料率の周知徹底

- 平成30年4月1日改正の労災保険料率について、あらゆる機会を活用し事業場への周知を行います。

熊本労働局の組織図及び組織所在地一覧

熊本労働局組織図



熊本労働局の組織所在地一覧



(注) 国道57号線は現在通行できないところがあります

熊本労働局

<http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成30年5月作成